



令和5年12月1日（金）に、
新潟大学中央図書館ライブラリーホールで、
学生生活支援オフィスFDが開催されました！



<講演・要旨>

「心身に不調をきたしている学生への対応と発達障害学生への支援」

新潟大学保健管理センター 精神科医 田尻美寿々 先生

1 心身に不調をきたしている学生への対応

① 日常的対応

まず学生の変化に気づいて声をかける。
早く気づけば、問題が大きくなる前に対応できる
かもしれません。

- 例) ・登校しなくなった、遅刻や早退が目立つ
・急な成績不振
・表情が冴えない、身なりの整えや保清が不十分
・落ち着かない、攻撃的、奇行、トラブル・事故
・急にやせた、体調不良の訴え
・周囲からの情報（噂、相談）
・本人からの相談

② ハイリスク学生への対応

相談機関につなぐ。

特に「死にたい気持ち」や自殺企図を発見したら、すぐに相談機関につなげてほしい。

※「ハイリスク学生」とは？

「大学生活不適応」 不本意入学、不登校、ひきこもりなど	「自殺関連行動」 虚無感、厭世的な思考、絶望感、希死念慮や自殺念慮、自殺企図や自殺未遂
「学業不振」 単位取得不良、留年、頻繁な欠席、卒論進捗が遅いなど	「精神疾患を有し医療機関を受診しているが症状が安定しない」
「就職困難」 進路決定保留、就職未定、就活での失敗など	「喪失状況」 愛情対象の喪失・死別など、経済的困窮、家庭内不和など
「長時間作業」 研究活動や論文執筆などによる長時間作業など	「アルコール・物質（薬物）乱用」
「LGBTQ+に関する慢性的な苦悩」	「重大な対人被害」 ハラスメント、いじめなど

プログラム	
1. 15:00～	開会挨拶 箕口副学長（教育基盤機構 副機構長）
2. 15:05～	講演
3. 15:55～	本学の合理的配慮の提供について 特別修学サポートルーム 笠原特任専門員
4. 16:05～	学生発表 👉クリック!
5. 16:25～	閉会挨拶 長澤正樹先生 (キャンパスライフ支援部門 副部門長)

③ 危機対応

2023年6月に通知した「差し迫った自殺の危険性が高い場合の教職員対応フロー」に従って対応してください。

ただし、ハイリスク学生と危機対応が必要な場合を見分けることは難しい場合もあるため、その場合は保健管理センターにご相談ください。

※危機対応が必要な場合とは？

「自殺念慮（強い希死念慮）がある場合」「重大な自殺企図を行った場合」

<自殺を考えている人への向き合い方>

- ・「『死ぬ死ぬ』というやつに限って死なない」は間違い。「死にたい」を見逃さない。
- ・「きっとまだ死なないだろう」も逃げ。メンタルヘルスは早い介入が大切。
- ・「自殺は良いことか悪いことか」の議論は不要。
- ・「遺された人はどう思うか」「家族の身になってほしい」「死ぬ気になれば何でもできるでしょう」などの説教も不要。

<自殺を考えている人への対応のポイント>

- ・自殺を思うに至った心の痛み、辛さに共感する。
- ・わたしはあなたに自殺しないでほしいと率直に伝える。
- ・自殺についてどこまで考えているのか具体的に聞く。聞いたことで症状を悪化させることはない（むしろ自殺リスクを軽減させると言われている）ので、積極的に尋ねる。
- ・他に相談した人、したい人がいるかどうか尋ねる。
- ・まず学内の相談機関につなげる。場合によっては一緒に行ったり予約してあげる。
- ・相談機関につなげた後も、定期的に面談するなど見守りを続ける。

④ 事後対応

学生の自殺及び事故による死亡が発生した場合の教職員対応フローに従って対応してください。

2 発達障害学生への支援

① 大学で問題化しやすい点

<注意欠如・多動症（ADHD）の場合>

「不注意の例」

うっかりミスの連続、課題に取り掛かれない、順序だててできない、落とし物忘れ物が多い、遅刻が多い、朝起きられない、集中できない、締切を守れない、締切自体を忘れる、整理整頓が苦手

「多動／衝動性の例」

落ち着きがない、じっとしてられない、ケガをする、しゃべりすぎる、イライラしやすい、順番を待てない、無駄遣い、質問中にだしぬけに答える、後先考えない行動

<自閉スペクトラム症（ASD）の場合>

「社会的コミュニケーションの障害の例」

- ・視線が合わない・他人の表情や気持ちが理解できない・友人関係が作れない
- ・グループワークが上手にできない・言葉の遅れ、独特の言い回し・会話が続かない
- ・冗談や嫌味が通じない・極端な不器用

「限定した興味と反復行動／感覚過敏の例」

- ・興味の範囲が狭い・特殊な才能・意味のない習慣、ルーティン・環境変化に順応できない
- ・常同・反復的な言語・感覚過敏（音、光、臭いなどに敏感で不快、不安）

「怠けなのか障害なのか分からないんです」とADHDの学生がほぼ全員述べます。幼少期から「怠けている」「だらしない」「なんでこんなこともできないの」と否定的な言葉をかけられて育ち、本人なりに努力しても成果を出せないことが多いため、本人の自尊心や自己肯定感は低いことが多いです。また、大学の環境変化に適応できず、二次障害（適応反応症、うつ病、不安症、統合失調症、アルコールや薬物の使用障害等）にも発展しやすいです。しかし、本人が「症状」と「怠け」を区別することは困難です。「怠けはゼロではないかもしれないけど、この状況は症状の要素がかなり大きい」と告げると多くの学生は複雑な心境を抱きつつ、次第に納得・安堵し、「じゃあ今できることはなんだろう」「どんな対策があるんだろう」と前を向けるようになることが多いです。学生の症状に合わせて、教職員、特別修学サポートルームのサポートを受けたり、合理的配慮を行うことで、学生生活が送りやすくなる場合が多いです。また、その適応に向けた取り組みを行うこと自体が本人にとって治療的役割を担うことも多いです。



② 合理的配慮の提供

なぜ合理的配慮は義務なのか？

「配慮」は思いやりの行為と思われがちであり、「配慮なんだから思いやりでやればいいのか？」「なぜ義務にするのか？」という疑問が生じますが、合理的配慮は社会的障壁によって生まれた機会の不平等を正すものです。

合理的配慮を提供しないことは差別？

「そのような対応を普段からしていないので、限られた人にだけ行くと不平等になるから障害者にも行わない」「全ての人に同じ対応をしているから、障害者を差別しているわけではない」と思うかもしれませんが、例えば視覚障害者から契約内容の読み上げを求められたとします。

全ての人に同じ対応とのことで書類でしか情報提供しないのなら、情報提供という機会に不均衡が生じることごとになります。

この場合、視覚障害者に読み上げなどの合理的配慮を提供しないことは差別にあたります。

3 まとめ

教職員に求められていること＝ゲートキーパー（命の門番）になること

- ① 異変に気付き声をかけられること
- ② 死にたいかも含めて学生の話「傾聴」できること
- ③ 必要な場合には相談機関につなげられること
- ④ 学生を理解し、定期的にフォローすること

■ 講演「心身に不調をきたしている学生への対応と発達障害学生への支援」の感想

学内の状況を知り、マニュアル・フローの公開・作成の状況についても知ることができてよかったです。学生に面会する際の心構えについて学ぶことができました。

■ 講演「本学の合理的配慮の提供について」「合理的配慮の提供を受けての大学生活について」の感想

勇気を持って話してくださった学生さんの一言一言にこちらの立場として考えて行動していくことを意識させられる時間でした。さて、どのように正しく対応していけるのか、同僚と話をすることを心がけたいです。

■ 全体を通しての意見・感想

来年もまた開催してください。学生当事者の発表により、具体的にイメージすることができました。より多くの教職員がこのようなFDに参加することを期待しています。



一人で悩まず、何でも相談に
来てください。
下記に電話かメールでご連絡ください。

特別修学サポートルーム

総合教育研究棟C棟1階（C113）

☎：025-262-6300

（平日9:00～17:00）

✉：support-r@ge.niigata-u.ac.jp